

本庁専決許可(現在発給中の許可)

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1船式1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	中型まき網漁業	1船式1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	橘湾(長崎県漁業調整規則第39条に定める海域)のうち南島原市口之津町瀬詰(早崎鼻)と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上15トン未満	長崎県長崎市、諫早市、島原市、雲仙市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県南部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上8トン未満	長崎県長崎市、大村市、諫早市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県南部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上15トン未満	長崎県長崎市、大村市、諫早市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県南部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	15トン以上20トン未満	長崎県長崎市、大村市、諫早市、西海市、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上8トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上15トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)及び北緯33度00分12秒(日本測地系:北緯33度00分00秒)以北の西海市沿海	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上15トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	15トン以上20トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする

本庁専決許可(現在発給中の許可)

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1船式1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	中型まき網漁業	1船式1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	五島海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	15トン以上20トン未満	長崎県五島市、南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
			対馬海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上15トン未満	長崎県対馬市に住所を有する者	対象とする	対象とする
2船式1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業		2船式1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上8トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上15トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
しいらづけまき網漁業		しいらづけまき網漁業	(対馬漁場) 基点1 対馬市厳原町神崎灯台 点イ. 1から180° 14,000メートルのところ ロ. 1から185° 53,700メートルのところ ハ. 1から251° 30' 66,200メートルのところ ニ. 1から270° 60,000メートルのところ ホ. 1から246° 30' 36,000メートルのところ ヘ. 1から275° 31,000メートルのところ 区域 ホからニを見通した線及びホへ、へイ、イロ、ロハの各直線並びにハからニを見通した線と排他的経済水域ラインによって囲まれた区域	4月1日から10月31日	定めなし	5トン以上20トン未満	長崎県対馬市、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			(五島漁場1) 基点1 五島市岐宿町姫島頂上 点イ. 1から335° 30,000メートルのところ ロ. 1から314° 26,000メートルのところ ハ. ロから270° 92,200メートルのところ ニ. イから270° 90,400メートルのところ 区域 イからニを見通した線及びイロの直線並びにロからハを見通した線と排他的経済水域ラインによって囲まれた区域	4月1日から10月31日	定めなし	5トン以上20トン未満	長崎県五島市、南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする

本庁専決許可(現在発給中の許可)

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
しいらづけまき網漁業	中型まき網漁業	しいらづけまき網漁業	〔五島漁場3〕 基点1 五島市三井楽町嵯峨島南端 点イ. 1から264° 33,000メートルのところ ロ. 1から239° 59,000メートルのところ ハ. ロから270° 101,400メートルのところ ニ. イから270° 97,000メートルのところ 区域 イからニを見通した線及びイロの直線並びに ロからハを見通した線と日韓新漁業協定に基づく南部暫定水域西側ラインとによって囲まれた区域	4月1日から10月31日	定めなし	5トン以上20トン未満	長崎県五島市、南松浦郡新上五島町に住所を有する者	対象とする	対象とする
			〔北松漁場〕 基点1 佐世保市宇久町宇久島北端 2 北松浦郡小値賀町白瀬灯台 点イ. 1から304° 30,000メートルのところ ロ. 2から260° 24,000メートルのところ ハ. ロから270° 83,400メートルのところ ニ. イから304° 64,200メートルのところ 区域 イからニを見通した線及びイロの直線並びに ロからハを見通した線と排他的経済水域ラインとによって囲まれた区域	4月1日から10月31日	定めなし	5トン以上20トン未満	長崎県北松浦郡小値賀町に住所を有する者	対象とする	対象とする
1船式1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	小型まき網漁業	1船式1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
			長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)、大村湾(長崎県漁業調整規則第39条に定める海域)及び北緯33度00分12秒(日本測地系:北緯33度00分00秒)以北の西海市沿海	1月1日から12月31日	定めなし	5トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする
2船式1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業		2船式1 そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業	長崎県北部海区(令和2年農林水産省告示第1278号に定める海域)	1月1日から12月31日	定めなし	5トン未満	長崎県佐世保市、松浦市、平戸市、北松浦郡、東彼杵郡、壱岐市に住所を有する者	対象とする	対象とする

本庁専決許可(現在発給中の許可)

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第2種えびこぎ網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第2種えびこぎ網漁業（大村湾海域）	大村湾。ただし共同漁業権南共第63、64、65、66、67、68、69、70、71、72および73号の区域を除く。 (共同漁業権漁場は、同意が出ていれば、関係漁業者のみ操業可能。)	推進機関の馬力数が16馬力未満の場合は3月16日から12月31日 16馬力以上の場合は7月1日から11月30日	推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については52キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については馬力数20以下であって、申請のあった推進機関の馬力数。	15トン未満	長崎県長崎市、佐世保市、大村市、諫早市、西海市、東彼杵郡、西彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする
	小型機船底びき網漁業	手繰第2種えびこぎ網漁業（橘湾海域）	次のA、B、C及びDの海域 (ア) A海域 橘湾。ただし、共同漁業権南共第19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34及び35号の区域を除く。 (共同漁業権漁場は、同意が出ていれば関係漁業者のみ操業可能。) (イ) B海域 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。 点ア 長崎市樺島南端と南島原市瀬詰崎(早崎鼻)突端とを結んだ直線と長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線との交点。 イ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線と長崎市樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤(下津深江)灯台とを結んだ直線との交点。 ウ 長崎市樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤(下津深江)灯台とを結んだ直線上両陸岸からの中央点。 エ 長崎市二ノ嶽頂上と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎)灯台とを結んだ直線と長崎市樺島南端と南島原市瀬詰崎(早崎鼻)突端とを結んだ直線との交点。 (ウ) C海域 次のア、イ、ウ、エ、オの各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。 点ア 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線と長崎市樺島南端と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎)灯台とを結んだ直線との交点。 イ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の直線上、同灯台から10、000メートルの点。 ウ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の直線上、同灯台から10海里の点。 エ 長崎市樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤(下津深江)灯台とを結んだ直線上両陸岸からの中央点。 オ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線と長崎市樺島南端と熊本県天草市肥後下田防波堤(下津深江)灯台とを結んだ直線との交点。 (エ) D海域 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ直線によって囲まれた海域。 点ア 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の線と熊本県天草郡苓北町都呂呂と天草市下田との境界点から真方位312度1、800メートルの点から正西に引いた線との交点。 イ アの点から正西の線と長崎市樺島灯台から真方位215度の線との交点。 ウ 長崎市樺島灯台から真方位215度12海里の点。 エ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度10海里の点。	1月1日から12月31日	推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については52キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については馬力数20以下であって、申請のあった推進機関の馬力数。	15トン未満	長崎県長崎市、諫早市、雲仙市、島原市、南島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする

本庁専決許可(現在発給中の許可)

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
手繰第2種えびこぎ網漁業	小型機船底びき網漁業	手繰第2種えびこぎ網漁業（伊万里湾海域）	次のア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ各直線と陸岸によって囲まれた海域のうちの長崎県海域。ただし、共同漁業権北共第7、8、9、10、11、12及び13号の区域を除く。 (共同漁業権漁場は、同意が出ていれば、関係漁業者のみ操業可能。) 点ア 松浦市津崎北端 イ 松浦市津崎北端と平戸市水の浦鼻突端とを結ぶ直線と、平戸市鏝崎北端と佐賀県唐津市波戸岬(波止崎)灯台とを結ぶ直線の交点 ウ 平戸市鏝崎北端と佐賀県唐津市波戸岬(波止崎)灯台とを結ぶ直線と松浦市黒島西端と壱岐市平島西端とを結ぶ直線との交点 エ 松浦市黒島北端 オ 松浦市阿翁鼻北端 カ 佐賀県唐津市大崎北端	3月1日から12月31日	推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については110キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については馬力数35以下であって、申請のあった推進機関の馬力数。	15トン未満	長崎県松浦市に住所を有する者	対象とする	対象とする
		手繰第2種えびこぎ網漁業（有明海域）	有明海（次の1から4に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面） 1 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から熊本県天草市五和町天神山に至る直線 2 熊本県天草市染岳から同市高松山三角点（124.65メートル）に至る直線 3 熊本県天草市有明町恵比須鼻から上天草市大矢野岳に至る直線 4 熊本県上天草市三角灯台から宇城市中神島を経て同市三角岳に至る直線	5月1日から8月15日まで及び11月1日から2月末日まで	推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（平成13年農林水産省令第153号（以下、「新規則」という。））の適用を受けて計画出力（単位：キロワット）による表示を行う船舶については48キロワット以下、新規則附則第2条により旧漁船法施行規則（平成9年農林水産省令第37号（以下、「旧規則」という。））に基づく馬力数（計算式＝ $C D^2 N$ ）が適用される船舶については馬力数15以下であって、申請のあった推進機関の馬力数。	15トン未満	長崎県島原市に住所を有する者	対象とする	対象とする
三重さし網漁業	沖合固定式さし網漁業	三重さし網漁業	北緯33度30分12秒以北の東経128度29分52秒の線及び北緯33度30分12秒、東経128度29分52秒の点と北緯32度30分12秒、東経127度59分52秒の点とを結んだ直線並びに北緯32度30分12秒以南の東経127度59分52秒の線以西の海域	1月1日から12月31日	定めなし	10トン以上20トン未満	長崎県に住所を有する者	対象とする	対象とする

本庁専決許可(現在発給中の許可)

令和2年11月末以前に交付した許可証に記載されている漁業種類	知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無
1そうごち網漁業	沖合ごち網漁業	1そうごち網漁業	北緯33度30分12秒以北の東経128度29分52秒の線及び北緯33度30分12秒、東経128度29分52秒の点と北緯32度30分12秒、東経127度59分52秒の点とを結んだ直線並びに北緯32度30分12秒以南の東経127度59分52秒の線以西の海域	1月1日から12月31日	定めなし	10トン以上20トン未満	長崎県に住所を有する者	対象とする	対象とする
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	長崎県地先海面	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上30トン未満	長崎県に住所を有する者	対象とする	対象とする
		小型いかつり漁業(県外者)	長崎県地先海面	1月1日から12月31日	定めなし	5トン以上30トン未満	長崎県外に住所を有する者	対象としない	対象とする
もじゃこ漁業	もじゃこ漁業	もじゃこすくい網漁業	長崎県海域。ただし、有明海、大村湾、及び共同漁業権区域を除く。	県が別途公示した期間	定めなし	定めなし	長崎県に住所を有する者	対象とする	対象とする